

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下この法人という）の会員が納める定款第7条に定める会費ならびに九州地域放射線技師会 会費の納入、およびその減額、免除の基準とその取扱いについて必要な事項を定める事を目的とする。

(会員の区分)

第2条 会員の区分は次のとおりとする。

- (1) 正会員とは、定款第5条第1項に定める者とする。
- (2) 名誉会員とは、定款第5条第2項に定める者とする。
- (3) 賛助会員とは、定款第5条第3項に定める者とする。
- (4) その他、第2条1項に定める者を除く診療放射線技師を非会員とし、診療放射線技師免許を持たない者は、一般の者と区分する。

## 第2章 会費の納入

(納める会費の種類)

第3条 納める会費は次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本診療放射線技師会 入会金  
(但し入会初年度のみとする)
- (2) 公益社団法人日本診療放射線技師会 会費
- (3) 九州地域放射線技師会 会費
- (4) 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費
- (5) 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 賛助会員 会費  
(但し賛助会員のみとする)

第4条 前条に定める会費の金額は別表のとおりとする。

〔別表〕	新入会会員	公益社団法人日本診療放射線技師会 入会金 公益社団法人日本診療放射線技師会 会費 九州地域放射線技師会 会費 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費	5,000円 14,000円 500円 7000円 計 26,500円
	正会員	公益社団法人日本診療放射線技師会 会費 九州地域放射線技師会 会費 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 会費	14,000円 500円 7000円 計 21,500円
	賛助会員	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 年会費	計 20,000円

(納入期限等)

第5条 会員は、定款第7条により、会費を当該年度の9月30日までに納入するものとする。

- 2 再入会は、新規入会と同様の取り扱いとする。
- 3 他県からの転入・転出者の当該事業年度会費の納入にあつては、当該県診療放射線技師会と本会のいずれか一方で納めるものとする。

### 第3章 会費の免除

(免除の対象者)

第6条 免除の対象者は、適正に納めている者とする。

- 2 この法人において終身または有期免除となった者であっても、他県へ移出した場合は移出先の規程に準ずること。

(終身免除の基準)

第7条 終身免除に対する基準は次のとおりとし、該当する者は、翌事業年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

- (1) 定款第5条2項に定める名誉会員となった者。
- (2) 25年以上の勤続者であり、かつ25年以上本会の会員で70,000円を本会に納付した者
- (3) 35年以上本会の会員であり、かつ満70歳に達した者。
- (4) 事務所設立にかかる費用を負担したことによりこの規程施行以前に終身免除となっている者、及び終身免除になる資格を有する者。

(有期免除の基準)

第8条 有期免除に対する基準は次のとおりとする。

- (1) 療養のため1箇年以上職を離れている者
- (2) 出産および育児のため休職している会員または配偶者  
期間は、休職期間に係る最長2年度までとする
- (3) 海外勤務に就く者
- (4) 災害に被災した者（原則、日本診療放射線技師会の基準に準じる）
- (5) その他、理事会において免除が妥当と承認された者

第9条 前条の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとする者は、証明書を付した会費免除申請書により、その旨を本会に申請するものとする。

(免除の報告)

第10条 免除決定者に関して、財務理事が理事会へ報告しなければならない。

### 第4章 会費の減額

(減額)

第11条 本規程に定める減額の対象者であり、基準に該当する者は、申請することで会費5割の減額および免除を受けることができる。

(減額の対象者)

第12条 減額の対象者は、会費を適正に納めている者とする。

- 2 この法人において減額となった者であっても、他県へ転出した場合は転入先の規程に準ずること。

(減額の基準)

第13条 減額に対する基準は次のとおりとする。

- (1) 減額を受ける者の満年齢が60歳を超えており、25年以上本会に籍を置いていること。
- (2) その他、理事会において減額が妥当と承認された者

(減額の報告)

第14条 減額決定者に関して、財務理事が理事会へ報告しなければならない。

## 第5章 規程の改廃

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年3月21日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年5月21日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年3月2日から施行する。
- 6 この規程は、令和8年3月8日から施行する。